(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) -(17)

吹田市北千里地区公民館 吹田市古江台3丁目8番



(指定管理者による管理)

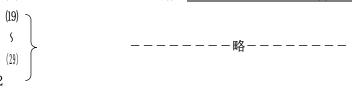
- 3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下 「指定管理者」という。)に北千里地区公民館の管理に係る次に掲げる業務を行わ せることができる。
- (1) 北千里図書館及び北千里児童センターと連携して行う世代間の交流の促進を図 るための事業の実施に関する業務
- (2) 使用の許可に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、北千里地区公民館の管理に関し教育委員会が必要 と認める業務

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。



(18) 吹田市北千里地区公民館 吹田市古江台3丁目8番1号



(指定管理者による管理)

第11条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第│第11条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第 3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下 「指定管理者」という。)に北千里地区公民館の管理に係る次に掲げる業務を行わ せることができる。

īF

- (1) 社会教育法第22条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 北千里図書館及び北千里児童センターと連携して行う世代間の交流の促進を図 るための事業の実施に関する業務
- (3) 使用の許可に関する業務
- (4) 使用料の徴収に関する業務
- (5) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、北千里地区公民館の管理に関し教育委員会が必要

___は改正箇所

現		改	正	_ 案	
2	と認める業務 2 5 5		· — — 略 — — -	- – – – –	